

丸紅 取引先協力会 会員様向け団体法定外労災保険のご案内

労働災害総合保険

法定外労災補償とは？

貴社（以下「被保険者」といいます。）の従業員（以下「被用者」といいます。）が政府労災保険等で給付の対象となる業務上の災害を被った場合に、法定外補償規定等に基づき被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害を補償する保険（労働災害総合保険 法定外補償条項）です。

●例えば、次のような場合に保険金をお支払いします。

作業中に高所から落ちて死亡



工場で荷物が落ちてきてケガ



オフィスの階段から落ちてケガ



電気工事中に作業員が感電死



機械に手を挟まれてケガ



通勤中に電車の事故でケガ^(注1)



(注1) 通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

(注) 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

●この保険に加入した場合のメリットは？

- ・被用者の労働災害対策・福利厚生対策に役立ちます。さらに、次のようなメリットがあります。
- ・労働災害について労使間で生じる無用の紛争を防ぎ、労使関係の安定に役立ちます。
- ・無記名方式ですから、途中で被用者の変更等があっても事務処理が簡単です。
- ・年令制限はありません。
- ・保険料は全額損金処理できます。

●補償の対象者（被保険者）は？

- ・事業主である各会員が被保険者（補償の対象者）となります。
- ・保険金は被保険者である貴会員にお支払いします。

●対象となる被用者は？（主な場合）

- ・補償の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができる全被用者です。なお、アルバイト・パート・タイマー等を含みます。
- ・政府労災保険に特別加入している事業主・役員等も「特別加入者補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。ただし事業主・役員のみを対象とすることはできません（被用者とあわせて加入いただけます。）。

●お支払する保険金（主な場合）

死亡に対する法定外補償保険金

後遺障害に対する法定外補償保険金

休業に対する法定外補償保険金

災害付帯費用保険金（災害付帯費用保障特約をセットした場合）

コンサルティング費用保険金（コンサルティング費用保障特約をセットした場合）

■左記に加えて、使用者賠償責任もご検討いただけます！

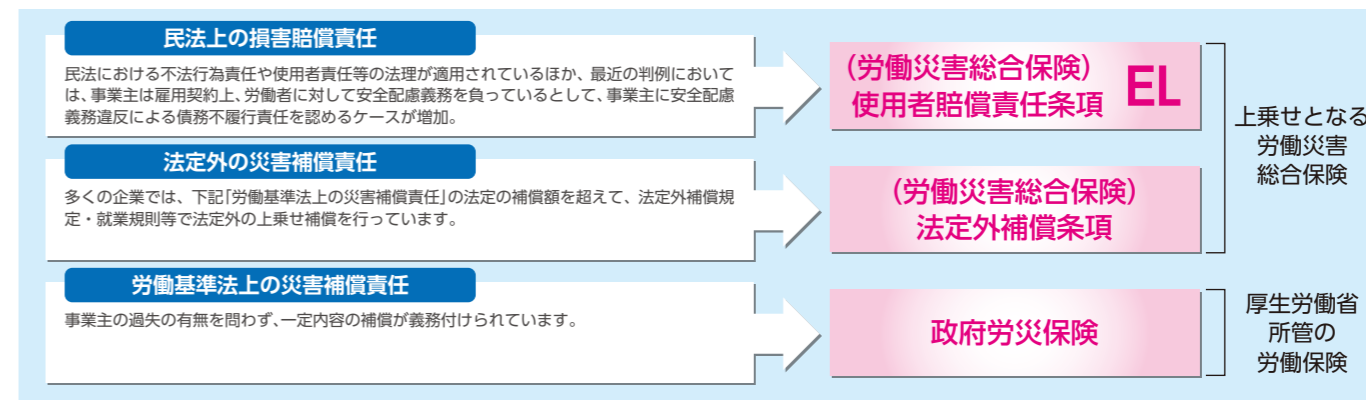
使用者賠償責任のリスクは高まっています！

事業主には、労働者が安全・快適に仕事ができる環境を用意し、仕事の管理等について、労働者の生命や健康を危険から守るように配慮する義務があります。しかしながら、労働災害（労災）による死傷者数は依然として多く、高額判決・和解事例も相次いでいるのが現状です。下記事例のように高額の損害賠償責任を負った場合、法定外補償だけではまかなえません。使用者としての損害賠償責任を問われるケースは今後ますます増加していくことが予想されます。万が一の事態に備えて、使用者賠償責任条項に加入されることをおすすめします。

過労で意識障害、2億円の損害賠償責任

2001年、精密機器製造会社勤務の30代男性が職場で脳出血を起こし倒れ、意識のない状態が続いている。男性は意識障害を起こした後、先天的な脳動静脈奇形があったことが判明したが、裁判所は、疾患がないとしても、脳出血を発症する危険があるほどの過重労働だったと判断し、会社側の安全配慮義務違反を認定。会社側に約2億円の損害賠償金の支払いを命じた。

→事業主が労働者に先天的な脳動静脈奇形があることを知らなかった場合でも、安全配慮義務違反として損害賠償責任を負ったケース。会社側の安全配慮義務は幅広いのです！



■ご加入後のサービスについて

ココロとカラダの安心メニュー

丸紅 取引先協力会 法定外上乗せ労災保険にご加入された場合、ご加入事業所の人事労務部門ご担当者や従業員の皆さまに向けて、メンタルヘルスや生活相談等にお答えする「ココロとカラダの安心メニュー」をご提供しています。人事マネジメントや従業員のメンタルヘルス対策に役立つツールとしてご活用ください。



【人事労務部門担当者向けサービス】

人事労務部門担当者向けサービス	・マネジメントサポート ・リハビリテーションサポート	・産業医サポート ・職場復帰サポート
-----------------	-------------------------------	-----------------------

【従業員向けサービス】

健康・生活サポートサービス	・健康・医療相談 ・介護相談 ・マタニティ・育児相談 ・健康管理相談 ・栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 ・健康チェックサポートサービス	・専門医の紹介・紹介状発行 ・医療機関紹介 ・公的給付・税金相談 ・法律相談 ・犯罪トラブル・悪質行為の相談
メンタルヘルス相談サービス	・メンタルヘルス電話カウンセリング ・メンタルヘルス面接カウンセリング	・メンタルITサポート ・WEB相談

中小企業のサイバー攻撃への対策

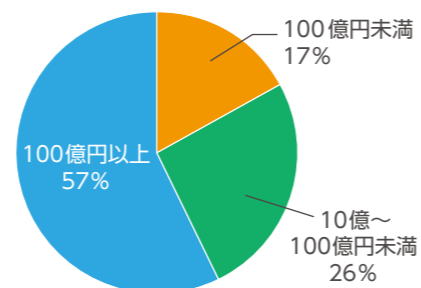
承認番号：SJNK18-14590
作成日：2019/04/25

中小企業でもサイバー攻撃の件数は増加しています！

サイバーセキュリティに関する事故が発生したことはありますか？

サイバー攻撃を受けたと回答した企業の売上高別割合

14.1%の中小企業が「攻撃されたことがある」と回答
7社に1社が攻撃を受けています!!



※一般社団法人損害保険協会 HP より

サイバー攻撃関連の脅威も様々！

標的型メール攻撃

メールや web 等により、特定の企業の PC をウイルスに感染させ、機密情報の窃取やシステム・設備の破壊・停止を行う攻撃。

ばらまき型メール攻撃

メールや web 等により、不特定多数の企業の PC をウイルスに感染させ、機密情報の窃取やシステム・整備の破壊・停止を行う攻撃。

DDos攻撃

同時に攻撃対象のサーバに対して大量の packets を送信することで、サーバの処理能力を飽和させたり、ネットワーク帯域を枯渇させたりし、使用不能にする攻撃。

取引先からのサイバーリスクへの対応要求の高まり

中小規模の企業におけるセキュリティ対策は大手企業と比べて相対的に手薄といわれています。こうした対策が手薄な企業を入口に大手企業へのサイバー攻撃を狙う『サプライチェーン攻撃』という手法が増加する可能性が指摘されています…

**取引条件にサイバーセキュリティ対策を求められる場合
貴社の対応状況は十分ですか？**

まずはリスク認識が必要！

中小企業のリスク意識向上、自社のセキュリティへの取り組みをアピールするため、セキュリティ対策の自己宣言制度 (SECURITY ACTION) を取る企業が増えています！
(2018年4月末時点の宣言企業数は636社)
※独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) より



サイバー攻撃の実例

DDos 攻撃により、厚生労働省の web サーバにおいて閲覧などに障害が発生

当該機関の Web サーバで閲覧障害が発生し、同日に電子メールが送受信できなくなる事象も発生。翌日に復旧したが、再度障害が発生した。

不正アクセスで 11,156 件の個人情報流出

F 社のアロマオイルなどの輸入、販売を行っているウェブサイト不正アクセスが起き、情報流出が発生したと発表。(平成 30 年 7 月 4 日)

グループ企業への標的型攻撃により、個人情報が漏洩した可能性 (旅行業)

当該企業のインターネット販売を受け持つ子会社の端末がマルウェア感染し、自社の個人情報 678 万件、提携先企業の個人情報 34 万件が漏洩。

リスクファイナンス (サイバー保険)

賠償責任

「サイバーリスク」に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

3つの補償

事故対応特別費用

「サイバーリスク」の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決 / 再発防止」での諸費用の補償

利益・営業継続費用

ネットワークの中断に起因して生じた喪失利益や営業継続のための費用の補償

サイバーリスク簡易診断サービス **無料!**

サイバー攻撃対策として考慮すべき組織的、人的、物理的、技術的な対応を中心に、

- ①サイバーリスクへの取組状況を診断!!
- ②近年のサイバー攻撃による事故例などの「参考情報」をご案内!!

企業リスクの一つであるサイバーリスクに対して、どこから、どのように取り組むか、どの程度まで対策を実施すべきかなどの対応計画を策定する際に参考となる対策例や事故例をご案内します!!

取扱代理店

Marubeni Safenet

丸紅セーフネット株式会社

HP <http://www.m-inc.co.jp/>
東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 3 階
TEL : 03-5210-1610 (平日 9:15~17:30)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

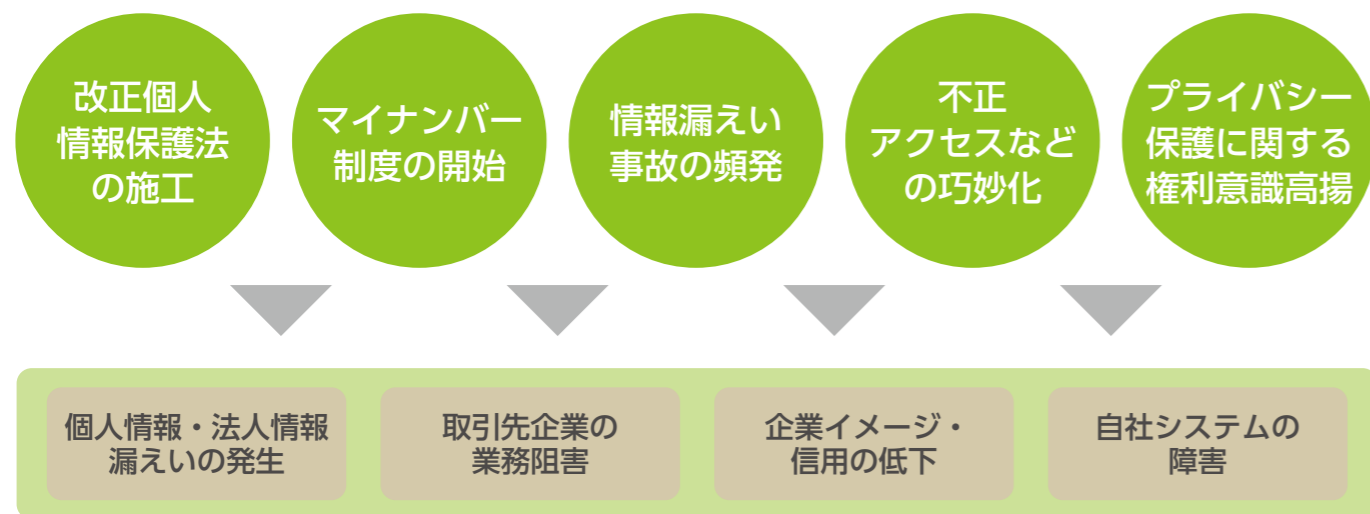
HP <https://www.sjnk.co.jp/>
東京都中央区日本橋 2-2-10
損保ジャパン日本興亜日本橋ビル 8 階
TEL:03-3231-4214
受付時間：平日 / 午前 9 時から午後 5 時まで (祝日を除きます。)

丸紅 取引先協力会 会員様向けサイバープロテクターのご案内

三井住友海上 専門事業者賠償責任保険
サイバープロテクター特約付

社会環境・法制の変化等により、
事業者は常に情報漏えいリスクにさらされています。

事業者を取り巻く環境



新聞やメディア等で報道されている事故例

年月	業種	内容
2016年6月	旅行会社	標的型攻撃に遭い、最大で約793万人分の個人情報が出た可能性があると発表
2016年6月	旅行代理店	旅行代理店のサーバが不正アクセスを受け、クレジットカード情報を含む個人情報2,722件が流出
2016年6月	大学	個人情報(約2万人分)の入った業務用PCがウイルス感染し、外部との不正な通信を行っていたことが発覚
2016年5月	公的機関	外部から「標的型攻撃メール」が送られ、システム保管されていた約125万人分の個人情報が漏えい。
2016年2月	通販サイト	不正アクセスを受け、クレジットカード情報が流出。合計6,432件の情報が流出した可能性があることを発表。
2016年1月	自動車メーカー	公式webサイトがサイバー攻撃の一種である分散サービス妨害(DDoS)攻撃を受け、サービスを停止。

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会の調査では、2016年1年間で468件の個人情報漏えいが発生しています。

そして、1件あたりの平均想定損害賠償額は**6億2811万**と高額です。

※出典：NPO 日本ネットワークセキュリティ協会「2016年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書～個人情報漏えい編～」

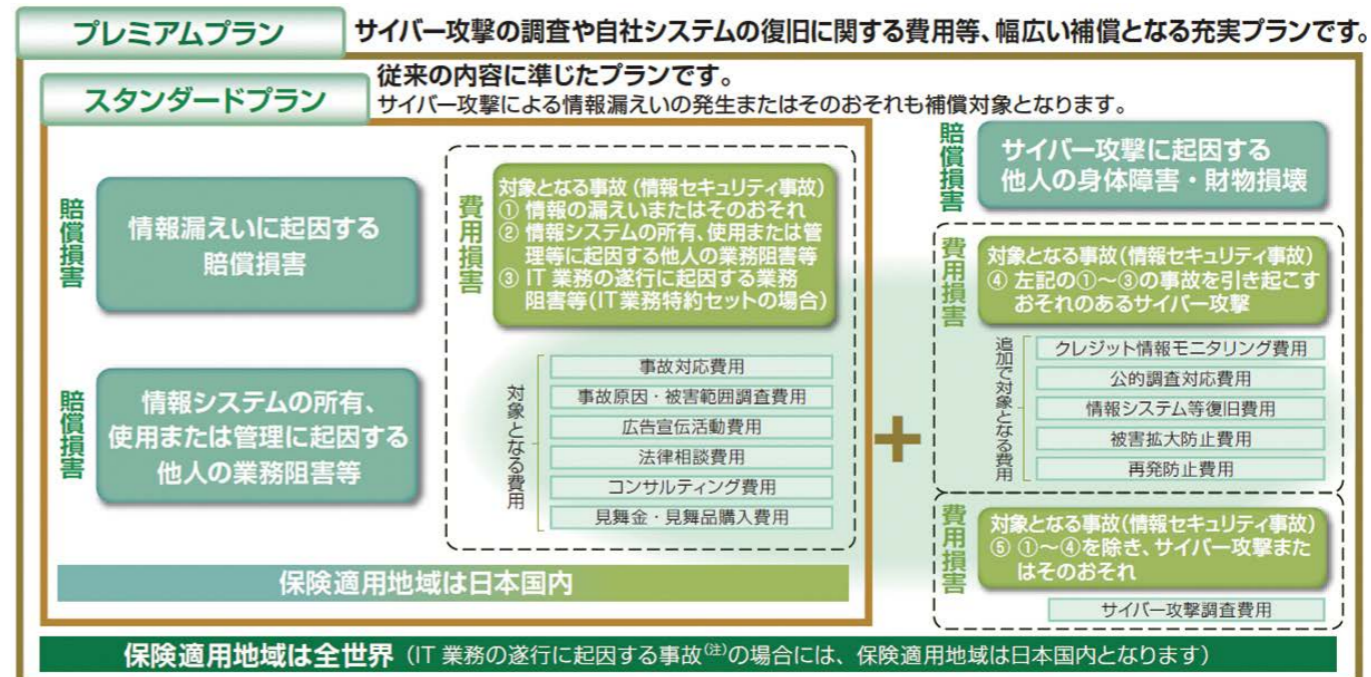
万が一の場合に備えて、

丸紅 取引先協力会 会員様向けサイバープロテクターのご加入をお勧めします！

■制度の特長

- 特長 1** 外部起因・内部起因の事故を幅広くカバー
サイバー攻撃・ハッキング等による不正アクセスのみならず、貴社の過失によるものや、使用人等の犯罪リスクまで幅広くカバーします。
- 特長 2** サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償
情報漏えいまたはその「おそれ」に加えて、情報システムの所有・使用・管理や電子情報の提供によって他人の業務を休止・阻害した場合の広告宣伝活動費用、コンサルティング費用や事故対応費用等を補償します。
- 特長 3** 見舞金・見舞品購入費用も補償
情報セキュリティ事故が発生した場合に、被害者に対する謝罪のための見舞金費用または見舞品の購入等の費用を被害者が法人の場合には5万円、被害者が個人の場合には1名につき500円を限度に補償します。
- 特長 4** 海外で訴訟提起された損害賠償請求も補償 プレミアムプランで補償
海外で事故が発生し、海外で損害賠償請求を受けた場合や、現地で事故対応に必要となる各種費用も補償対象となります。
※IT業務の遂行に起因する事故(注)の場合には、保険適用地域は日本国内となります。
- 特長 5** 充実した補償のほか、事故対応等のサービスをご提供
■「情報管理チェックリスト」をご提出いただいたご加入者に「情報管理リスク評価報告書」をご提供
■サイバー事故発生時、ご希望のご加入者に専門事業者紹介サービスをご提供
- 特長 6** 丸紅 取引先協力会様向けの団体制度でスケールメリットを実現

■制度の概要



■ご加入プラン例

★プレミアムプランの場合
賠償損害 10億円+費用損害 5千万円(いずれも免責金額なし)+オプション(IT業務特約(IT事業者向け))

■ご加入の流れ

- 別途ご準備しているパンフレットをご覧ください、補償内容の確認
- 見積もり依頼票・サイバーセキュリティプラン総合補償プランヒアリングシートにご記入
- 保険料をご案内、ご入金とお申込み手続きで完了します。
※詳細は取扱代理店よりご案内いたします。

ビジネスマスター・プラス (事業活動総合保険)

**団体割引
あり**

ビジネススタイルに合わせて必要な補償をカスタマイズ。
貴社のビジネスを全力で支えます。

柔軟かつ充実した補償内容で、貴社が求める安心をカタチにします。

<p>★1 簡単なお手続きで、さまざまなリスクを包括補償!</p> <p>貴社の事業活動に伴うさまざまなリスクを包括的に補償するため、保険の手配もれや重複が防げます。貴社の業種と売上高、延べ床面積をご申告いただくことでお見積りやご契約手続きが可能です。</p>	<p>★2 途中で事業所が増えてもご契約内容の変更手続きは不要!</p> <p>保険期間の途中で新規出店や在庫高・従業員の変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きは不要です。(企業包括方式の場合)</p>
<p>★3 地震・噴火・津波によって生じた損害も補償!</p> <p>オプションにより、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害も補償できます。(物損害ユニット)</p>	<p>★4 使用者賠償責任や雇用まつわるトラブルに備えた補償もご用意しています!</p> <p>オプションにより、使用者賠償責任の補償やパワーハラスメントなどの雇用まつわるトラブルに起因して貴社などが負担する損害賠償責任に対する補償もご用意しています。</p>
<p>★5 うつ病による自殺や過労死等の新型労災に備えた補償もご用意しています!</p> <p>オプションにより、業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、補償の対象となります。ただし、政府労災の認定が必要です。(傷害ユニット)</p>	<p>★6 さまざまな無料サービスがご利用いただけます!</p> <p>事故が発生した場合の早期の事業復旧を支援するサービス、労災リスクに備えたサービスなどさまざまな無料サービスがご利用いただけます。</p>

貴社の抱えるリスクにあわせて、必要な補償を組み合わせてお選びください。

選べる補償① 補償の対象とするユニットをお選びください。

※つぎのユニットのなかから2つ以上をお選びください。

物損害ユニット	休業ユニット
賠償ユニット	傷害ユニット

選べる補償② 対象となる補償プランをお選びください。

※ユニットごとに異なる補償プランをお選びいただくことはできません。

<p>W ワイドプラン</p> <p>E エコノミープラン</p>	<p>→ W 充実した補償内容のプラン</p> <p>→ E スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン</p>
---	---

各ユニットの補償概要 ※詳細はパンフレットをご確認ください。

	E エコノミープラン	W ワイドプラン	+ オプション
物損害ユニット	火災、落雷、破裂・爆発 風災、雹(ひょう)災、雪災 建物外部からの物体の衝突、飛来など 給排水設備に生じた事故による水濡(ぬ)れなど 騒擾(じょう)、労働争議など	盗難 水災 電気的事故、機械的事故 その他の不測かつ突発的事故 業務用現金などの盗難	【オプション①】 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害も補償! 【オプション②】 情報メディアに生じた損害も補償! 【オプション③】 冷凍損害も補償!
休業ユニット	火災、落雷、破裂・爆発 風災、雹(ひょう)災、雪災 建物外部からの物体の衝突、飛来など 給排水設備に生じた事故による水濡(ぬ)れなど 騒擾(じょう)、労働争議など	盗難 水災 電気的事故、機械的事故 その他の不測かつ突発的事故 電気、ガス、水道等の供給の中断 食中毒の発生など	
賠償ユニット	施設危険 業務遂行危険 製造物危険 受託物危険 受託不動産危険	損傷のない財物の使用不能損害 人格権侵害 製造物自体の損害 作業の結果自体の損害	【オプション①】 労災事故による使用者賠償責任を補償! 【オプション②】 リコール事故も補償!
傷害ユニット	死亡保険金 後遺障害補償保険金 入院補償保険金 手術補償保険金 通院補償保険金 臨時費用保険金	【オプション①】 使用者賠償責任を補償! 【オプション③】 雇用慣行に起因した賠償責任を補償!	【オプション②】 天災による損害を補償! 【オプション④】 脳・心疾患等を補償!
			など

※上記に事故に伴う損害保険金のお支払いに加えて、各種費用保険金をお支払いします。詳細はパンフレットをご確認ください。
※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

補償内容に関するお問い合わせやお見積り、ご契約手続きに関するお問い合わせは以下の取扱代理店までご連絡下さい。

取扱代理店

Marubeni Safenet

丸紅セーフネット株式会社

HP <http://www.m-inc.co.jp/>
東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階
TEL: 03-5210-1610 (平日 9:15~17:30)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

HP <https://www.sjnk.co.jp/>
東京都中央区日本橋2-2-10
損保ジャパン日本興亜日本橋ビル8階
TEL: 03-3231-4214
受付時間: 平日 / 午前9時から午後5時まで (祝日を除きます。)

「貴社で一番大切な財産を守りませんか...」

丸紅取引先協会「がんとの両立支援保険プログラム」のご案内 (がんのみ補償特約付就業継続支援保険)

業界初!

従業員が病気になっても仕事を続けられるよう支援することが求められる時代になってきています。

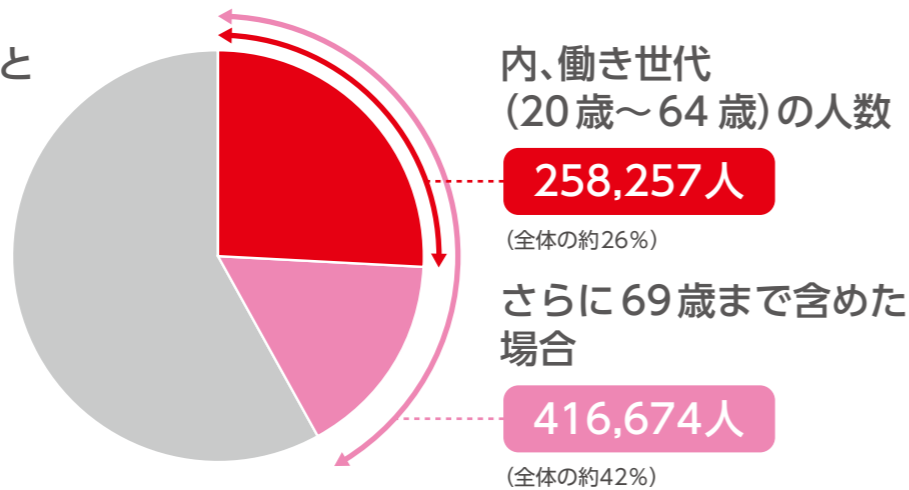
生涯現役 一億総活躍

特に「がん」については、年々罹患者数が増加し続けている中、「改正がん対策基本法」(2016年12月施行)に「雇用継続への配慮」が努力義務として明文化され、「治療と仕事の両立支援」が企業文化として根付くよう施策が進められています。

■2016年に新たに「がん」と診断された人数

995,132人

※上皮内がんを除く。



出典：厚生労働省「全国がん登録」

●もし、従業員が「がん」に罹ったとき...



働きたい...

まずは「がん」罹患のショックによる離職を防ぐ必要があります。

- ・仕事がしたい(社会とのつながり、自分の存在価値)
- ・収入が途絶えると治療にも影響が...

本人の気持ちを優先し、無理をして働かせた結果、症状が悪化

そのことで、逆に会社側が苦しい状況に...

- 労働契約法「安全配慮義務」違反を問われる可能性

一方、仕事内容を調整、収入も補てんした場合には、以下の課題に直面

- 周りの従業員との公平性 (納得感、協力を得られない可能性)
- 「ノーワーク・ノーペイの原則」

丸紅取引先協会 「がんとの両立支援保険プログラム」
従業員および貴社の悩みを解決!

従業員のエンゲージメントアップ!

企業イメージアップ!

特徴

- ①業界初! 過去にがんにかかった方も補償対象
～治療終了後1年を経過していれば補償対象者に含めることができます。
- ②所得補償保険金は、安心の最長1,000日補償
～就業に制限がある状態(注)であれば、入院の有無を問わず、就業制限がなくなるまでの期間(最長1,000日分)の補償を受けることができます。
- ③保険加入日の初日から、すぐに補償が開始
～「がん保険」固有の「待ち期間(90日間)」の設定はありません。
- ④対象者(従業員)の個人情報提出は不要

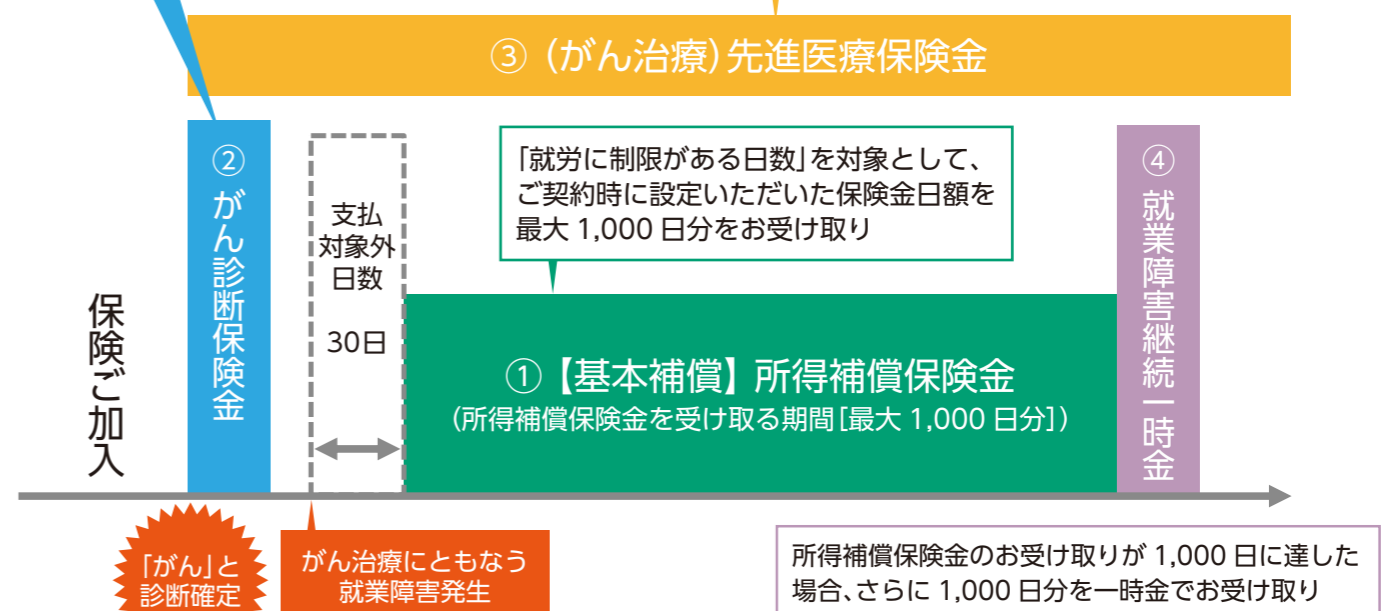
団体割引 10%適用

(注)「就業に制限がある状態」の判断は、医師の診断によります。「復職後の時短勤務や残業制限がある期間」も「就業に制限がある状態」であれば対象となります。

補償の概要

ご加入後に初めて「がん」と診断確定された時に一時金をお受け取り

がん治療を目的として健康保険対象外の先進医療を受けた場合に、技術費用相当額を何度でもお受け取り
例：重粒子線治療約309万円、陽子線治療約276万円



加入プラン例

★お見積りは、対象人数(男女年齢群別)をお伝えいただくのみで可能です!

【補償内容】

- ①所得補償保険金(1日あたり)
終日就業障害 5,000円 / 一部就業障害 2,500円
- ②がん診断保険金
悪性新生物 10万円 / 上皮内新生物 1万円
- ③先進医療保険金
(1回あたり) 500万円限度

【1名あたりの年間保険料】

- 30歳
男性 4,350円 / 女性 4,090円
- 45歳
男性 7,530円 / 女性 8,630円

※保険始期日において、満69歳までの方が対象となります。



※「PLリスク管理状況ご質問書」のお客様回答内容に基づき 0～50%の割引が適用されます。

1. 保険の内容

製造・販売した商品や引渡しが終わった工事・作業によって発生した対人・対物事故が生じた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

【事故事例：生産物に起因する事例】

- ① 製造・販売した自転車が安全性を欠いていて利用者が怪我をした。
- ② お祭りで販売した弁当が原因で食中毒が発生した。
- ③ 製造したガス器具が安全性を欠いていて住人がガス中毒になった。



【事故事例：仕事の結果に起因する事例】

- ① 修理ミスにより電子レンジが爆発し、住人が怪我をした。
- ② 外壁施工ミスにより外壁タイルが落下し、通行人を怪我させた。



2. お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に保険会社の同意が必要です。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた金額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性。
- ② 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理。
- ③ 医療行為等法令により特定の有資格者以外が行うことが禁じられている行為。
- ④ 保険契約者、被保険者の故意。
- ⑤ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮。
- ⑥ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任。
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）
- ⑧ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果。
- ⑨ 生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示。
- ⑩ 生産物、仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物、完成品等の損壊またはその使用不能。
- ⑪ 事故の拡大または発生を防止するための回収等の措置を講じるために要した費用。

※詳細につきましては、保険約款をご確認ください。

等

4. 用語解説

① 被保険者	この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。 ・ 記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者） ・ 記名被保険者の使用人 ・ 記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合） ・ 記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の社団の場合） ・ 記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）
② 生産物	食品や電子機器など、記名被保険者が製造、販売または提供した財物をいいます。
③ 事故	対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを「対人事故」、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを「対物事故」といいます。
④ 仕事	建設・組立工事や清掃作業等、記名被保険者が行った業務・サービスをいいます。また、仕事が行われた対象物を仕事の目的物といいます。
⑤ 損害	損害賠償金の支払いや訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。

このご案内は生産物賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は生産物賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細につきましては、重要事項説明書、賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他セットされる特約条項をご参照下さい。ご不明な点がございましたら代理店までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「約款（集）」をご覧ください。

サービス提供企業

取扱代理店： 丸紅セーフネット株式会社

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社 総合営業第二部/ 商社・ロジスティクス第二室